

平成 17 年 №22

東京学芸大学情報処理センター規程の一部を改正する規程

改正理由

事務組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

東京学芸大学情報処理センター規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年 4 月14日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成17年規程第20号

東京学芸大学情報処理センター規程の一部を改正する規程

東京学芸大学情報処理センター規程（平成元年規程第 6 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学情報処理センター規程の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕 (庶務) 第14条 運営委員会及び所員会議の庶務は、<u>学術情報部情報管理課</u>が処理する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成17年4月14日から施行し、平成17年4月1日から適用する。</u>		〔省略〕 (庶務) 第14条 運営委員会及び所員会議の庶務は、<u>総務部学系支援課</u>が処理する。 〔省略〕	